

(様式 1)

県政調査計画書

平成27年7月16日

県議会議長 土井 りゅうすけ 殿

会派名 民主党・かながわクラブ

団長名 たきた 孝徳 

(署名又は記名押印)

県政調査を次のとおり計画しましたので、よろしくお取り計らいください。

1 調査議員	(調査団長) 高谷 清 (団員) たきた 孝徳 てらさき 雄介 浦道 健一 いとう 康宏 米村 和彦
2 調査目的	戦後70年という節目を迎え、沖縄における米軍基地対策及びその跡地利用並びに平和に向けた取組とともに、八重山諸島における津波防災対策について調査することにより、本県における今後の施策の推進に資する。
3 調査期間	平成27年8月17日～19日
4 調査地	沖縄県
5 調査項目	(1) 米軍基地の対策及びその跡地利用 米軍航空機事故時の対応や基地返還後の跡地利用について調査することにより、全国第二の基地県である本県としての基地対策、基地返還後の跡地利用施策の参考に資する。 (2) 平和に向けた取組 先の大戦において、唯一の地上戦が行われ、多くの命が失われた沖縄県における平和学習、平和教育等の取組について調査することにより、本県における平和教育等の取組の参考に資する。



	(3) 八重山諸島における津波防災対策 海岸部では10メートルに達したと言われている八重山地震津波のほか、チリ地震津波にも見舞われた八重山地方では、国・県・市町から構成される連絡会が地震発生時の津波防災マニュアルを作成し、東日本大震災後に改訂している。このような取組を調査することにより、本県の地震防災対策の参考に資する。
6 経費の概算額	一人当たりの議員経費 188,090円 内訳 交通費 151,490円 宿泊費 33,000円 日 当 3,600円 合 計 188,090円

* 日程表を添付する。

県政調査日程表

日	月日(曜)	調査地	現地時間	交通機関	調査箇所及び調査内容
1	8月17日 (月)	■沖縄県 那覇市	午前 午後	航空機 公共交通 機関	(羽田空港→那覇空港) ■沖縄県庁、沖縄県教育委員会 内閣府沖縄基地管理官 ・ 米軍航空機事故時の対応について ・ 米軍基地の跡地利用について ・ 平和学習・平和教育について ＜那覇市内泊＞
2	8月18日 (火)	■沖縄県 糸満市 宜野湾市 金武町	午前 午後	車両 車両 車両 航空機	■沖縄県平和祈念資料館 ・ 平和学習の取組について ■嘉数高台公園 ・ 普天間基地の視察 ■金武町役場 ・ ギンバル訓練場の跡地利用について (那覇空港→石垣空港) ＜石垣市内泊＞
3	8月19日 (水)	■沖縄県 石垣市	午前 午後	公共交通 機関 航空機	■沖縄県八重山事務所 ・ 八重山地方津波防災マニュアルについて ■沖縄県八重山平和祈念館 ・ 平和教育の取組について (石垣空港→羽田空港)

県政調査計画審査結果

県政調査計画について審査したところ、結果は次のとおりでした。

調査実施議員名	(調査団長) 高 谷 清
	(団 員) たきた 孝 徳
	てらさき 雄 介
	浦 道 健 一
	いとう 康 宏
	米 村 和 彦

1 要領 2(1)の基準への適否

区分	調査の基準	計画の内容	適否
① 調査経費	議員1人当たり100万円以内	議員1人当たりの経費は、188,090円であり、基準を満たしている。	適
② 調査箇所	1日につき午前及び午後それぞれ1箇所以上調査実施 移動日は1箇所以上調査実施	移動日について1箇所以上、それ以外の日について午前及び午後それぞれ1箇所以上調査を実施する行程となっている。	適

2 調査計画に対する審査所見

区分	所見
① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。	<p>(1) 米軍基地の対策及びその跡地利用 米軍航空機が県内上空を飛行することの安全性について不安を感じている県民もいる中で、市街地に基地があり、隨時航空機が飛来している沖縄県において、事故を想定した対応をどのように行っているなどを調査し、基地対策の取組の参考とする。</p> <p>また、本県では、相模総合補給廠の一部返還や上瀬谷通信施設の全面返還も実現し、その跡地利用計画も進められている。沖縄県としての対応や地元市町村の取組を調査し、今後の県の取組の参考とする。</p> <p>(2) 平和に向けた取組 戦争経験者が高齢化する中、本県としても、戦争の悲惨さを後世にしっかりと伝えることが大切である。沖縄県における平和学習、平和教育に係る理念とその実践状況を調査し、今後の本県の平和教育等の取組の参考とする。</p>

区分	所見
	<p>(3) 八重山諸島における津波防災対策 八重山諸島では、気象台、海上保安庁、警察、消防、市町と県八重山事務所が連携して八重山地方防災連絡会を設置して、津波防災マニュアルを策定し、東日本大震災後の平成25年には改訂している。 このマニュアルは、津波防災知識の普及と津波避難対策の具体的な取組の方向性を示したものであり、県の災害対策に係る取組の参考とする。</p>
<p>② 調査の実施時期が時宜を得たものか。</p>	<p>(1) 米軍基地対策及びその跡地利用 墜落事故が懸念されるオスプレイが県内上空を飛行し始めた中、米軍航空機の事故対応に関する調査は、時宜を得たものである。 また、相模総合補給廠の一部返還のほか、本年6月上瀬谷通信施設の全面返還も実現し、基地の跡地利用計画が進められている。こうした中、沖縄県の基地跡地利用計画及び跡地立地施設を調査することは、時宜を得たものである。</p>
	<p>(2) 平和に向けた取組 戦後70年という節目の年を迎えた中で、戦争体験を風化させない取組が求められており、沖縄県における平和学習及び平和教育について調査することは、時宜を得たものである。</p> <p>(3) 八重山諸島における津波防災対策 本県では、現在、地震防災戦略の改定を進めているが、国や市町村等の関係機関と連携して、津波避難マニュアルを改訂した八重山地方の取組を調査することは、時宜を得たものである。</p>
<p>③ 現地に赴かなければ調査目的が達成できないものか。</p>	<p>それぞれの分野とも、今後の本県の施策に活かしていくためには、現地に赴き、現場の職員から事業内容やその考え方を具体的かつ詳細に調査及び聴取しなければ、調査目的が達成されないものである。</p>
<p>④ 調査箇所、行程、経費等は妥当なものか。</p>	<p>調査箇所、行程、経費等は県政調査実施要領の基準を満たしており、妥当である。</p>